

令和5年11月27日 開会  
令和5年11月27日 閉会

令和5年 第2回

砂川地区保健衛生組合議会定例会会議録

砂川地区保健衛生組合議会

令和5年 第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会

令和5年11月27日(月曜日)

○議事日程

開 会 宣 告

開 議 宣 告

日程第1 会議録署名議員指名

議事日程報告

日程第2 会期の決定

日程第3 主要行政報告

日程第4 議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

日程第6 議案第2号 令和4年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて

日程第7 報告第1号 事務報告書の提出について

日程第8 報告第2号 定期監査報告

報告第3号 例月出納検査報告

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

奥山 光一 議員

大関 光敏 議員

議事日程報告

日程第2 会期の決定

自 11月27日 至 11月27日 1日間

日程第3 主要行政報告

日程第4 議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

日程第6 議案第2号 令和4年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて

日程第7 報告第1号 事務報告書の提出について

日程第8 報告第2号 定期監査報告

報告第3号 例月出納検査報告

○出席議員（9名）

議 長 多比良 和 伸  
副議長 中 川 清 美  
議 員 柴 田 一 孔  
三 本 英 司  
奥 山 光 一  
沢 田 広 志  
川 野 敏 夫  
大 関 光 敏  
越 前 等

○欠席議員（1名）

川 畑 智 昭

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

組 合 長 飯 澤 明 彦  
監 査 委 員 栗 井 久 司

2. 組合長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 組 合 長 井 上 守  
事 務 局 長 堀 田 一 茂  
事 務 局 次 長 増 井 稔 美

3. 監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長 川 端 幸 人

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 係 長 階 上 五 月

開会 午前9時53分

◎開会宣告

○議長

これより令和5年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。

議員の欠席、遅参報告について、事務局から報告させます。

(事務局次長挙手)

事務局次長。

○事務局次長

ご報告申し上げます。川畑智昭議員から、議長に欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として奥山光一議員及び大関光敏議員を指名します。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会は、11月27日1日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は11月27日、1日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長

日程第3、主要行政報告を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長。

○事務局長

私から、令和5年4月以降の保健衛生組合の主要行政についてご報告申し上げます。

主要行政報告をご覧ください。

1. 総務関係では、衛生組合定期監査、令和4年度組合会計決算審査及び例月出納検査につきましては、記載の日程で実施されたところであります。

2. 共同事務であります。はじめに、火葬場施設に関する事務について「吉野斎苑」の火葬炉・動物炉の使用状況について、本年4月から9月までの状況につきましては、遺体が287件、死胎・その他については2件、動物が307件であり、前年度との比較につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

ごみ処理施設に関する事務では、「クリーンプラザくるくる」へのごみ搬入状況についてであります。可燃ごみから資源ごみ及び危険ごみまでの搬入量は、合計欄の最下欄に記載のとおり、合計で467万8,810kgであり、前年度と比較して14万9,740kgの減、対前年比では96.90%であります。

続きまして、中・北空知エネクリーン可燃ごみ搬送量につきましては、302万8,630kgであり、前年度と比較して10万9,060kgの減、対前年比では96.52%であります。なお、「クリーンプラザくるくる」への、可燃ごみ合計270万2,880kgとの差につきましては、不燃ごみ・粗大ごみ・生ごみ・資源ごみを再分別した結果、可燃ごみに加えたことによるものであります。

以上、申し上げまして主要行政報告といたします。

◎日程第4 議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

○議長

日程第4、議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

(事務局次長挙手)

事務局次長。

○事務局次長

議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本組合職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページは、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例であります。説明にあたりましては、5ページ議案第1号附属説明資料No.1の新旧対照表によりご説明申し上げます。

向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部改正であります。

第19条は、期末手当の支給の定めであり、第2項中「100分の120」を「6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」に改め、同条第3項中「100分の67.5」を「6月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の70」に改めるものであります。

第20条は、勤勉手当の支給の定めであり、第2項中「100分の100」を「6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105」に改め、6ページをご覧ください。同条第3項中「100分の47.5」を「6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50」に改めるものであります。

第2条は、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部改正であります。

第19条は、期末手当の支給の定めであり、第2項中「6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の70」を「100分の68.75」に改めるものであります。

第20条は、勤勉手当の支給の定めであり、第2項中「6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105」を「100分の102.5」に改め、7ページをご覧ください。同条第3項中「6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50」を「100分の48.75」に改めるものであります。

附則としまして、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、第1条の規定による改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

次に、別表第1の給料表の改正であります。3ページ及び4ページが改正後の給料表となっております。なお、8ページから15ページまで議案第1号付属説明資料No.2新旧給料比較表を添付しておりますので、ご高覧の上よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

つづいて討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

##### ○議長

日程第5、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

(事務局次長挙手)

事務局次長。

##### ○事務局次長

議案第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更について専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めます。

専決処分年月日は、令和5年9月21日であります。

専決処分の理由であります。後志広域連合が新たに加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更について協議するため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決により協議を要するものであるが、議会を招集する時間的余裕がないため、当該規約の一部変更を専決処分したので承認を求めます。

裏面をお開き願います。

専決処分書になります。3ページは、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約であります。説明にあたりましては4ページの議案第3号附属説明資料新旧対照表によりご説明いたします。左が現行、右が変更後で変更部分にはアンダーラインを表示しております。別表(2)一部事務組合及び広域連合の表、後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に「後志広域連合」を加えるものであります。

附則は、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

##### ○議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

つづいて討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第2号 令和4年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を  
求めることについて

○議長

日程第6、議案第2号 令和4年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を  
求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

(事務局次長挙手)

事務局次長

○事務局次長

議案第2号 令和4年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を  
求めることについて別冊の令和4年度保健衛生組合会計歳入歳出決算書  
をご覧ください。

1ページをお開きください。

決算の概要を申し上げます。はじめに、一般概要について、当初予算は3億4,530万円を計上、途中378万9千円の増額補正を行い、最終予算額は3億4,908万9千円となりましたが、決算額は3億3,712万1,947円、執行率96.6%となり、予算に対して1,196万7,053円の減額となったところであります。

次に、歳入についてであります。内訳は、分担金及び負担金2億5,992万1,180円で構成比77.1%、使用料及び手数料6,075万4,580円で構成比18.0%、諸収入1,556万6,187円で構成比4.6%、財産収入88万円で構成比0.3%となったところであります。

なお、歳入の分担金は、各市町にかかる火葬場・ごみ処理施設についてはそれぞれ負担を求め、また共同で処理する事務に要する経費は、所定の負担割合に基づいて負担を求めたところであります。内訳は、砂川市1億4,795万5,559円、奈井江町4,194万7,757円、浦臼町1,837万7,766円、歌志内市2,645万2,977円、

上砂川町2, 518万9, 801円となったところであります。

次に、歳出ですが、内訳は、議会費5万7, 010円、総務費61万7, 667円で構成比0.2%、保健衛生費3億3, 644万7, 270円で構成比99.8%となったところであります。なお、保健衛生費の内訳は、火葬場費6, 578万9, 051円で構成比19.6%、ごみ処理施設費2億7, 065万8, 219円で構成比80.4%となったところであります。

2ページをお開き願います。

歳入歳出決算書であります。歳入1款分担金及び負担金、1項分担金予算額2億8, 780万6, 000円に対して収入済み額2億5, 992万1, 180円となり、差額の2, 788万4, 820円につきましては、構成市町にそれぞれ精算還付をしたところであります。その結果ですが、30ページをお開き願います。

実質収支に関する調書のとおり、歳入総額、歳出総額ともに3億3, 712万1, 947円、歳入歳出差引額は0円となったところであります。

次に、組合の財産についてであります。財産に関する調書といたしまして、33ページから34ページに記載しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

つづいて、監査委員の審査意見の報告を求めます。

(監査委員挙手)

監査委員。

○監査委員

それでは、私の方から砂川地区保健衛生組合決算審査についてご報告を申し上げます。地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和4年度砂川地区保健衛生組合会計歳入歳出決算書、同附属書類及び財産に関する調書に対する決算審査意見を申し上げます。

決算審査意見書の2ページをご覧ください。決算審査は、例月出納検査及び定期監査の結果を踏まえて行った結果、計数は正確であり、予算執行も適正に処理されていることを認めたとところであります。

令和4年度の歳入歳出予算額3億4, 908万9千円は、当初予算額3億4, 530万円を378万9千円増額補正したもので、歳入歳出の決算額は3億3, 712万1, 947円執行率96.6%となり、1, 196万7, 053円の不用額を生じたところであります。決算額を前年度と比較しますと、歳入歳出で1, 998万8, 384円5.6%減少しております。減少した主な理由は、歳出で保健衛生費のごみ処理施設費のごみ処理施設管理費が減少したことによるものであります。また、不用額の主なものは、火葬場費の需用費及びごみ処理施設管理費の需用費と委託料であります。

当組合は、構成市町の理解と協力のもとに運営され、関係職員により適正に事務処理されておりますが、今後とも効率的な事業運営を望み決算審査意見といたします。

以上でございます。

○議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

つづいて討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定されました。

#### ◎日程第7 報告第1号 事務報告書の提出について

○議長

日程第7、報告第1号 事務報告書の提出についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

(事務局次長挙手)

事務局次長。

○事務局次長

事務報告書についてご説明申し上げます。

令和4年度砂川地区保健衛生組合事務報告書1ページ、令和4年度吉野斎苑利用状況(火葬炉)についてご説明申し上げます。下段合計欄の中ほど、小計でご説明いたします。死体につきましては、13歳以上586体、13歳未満利用なし、合計586体の火葬を行いました。そのうち構成市町外から13歳以上21体の火葬がありました。市町別の内訳は記載のとおりであります。その他の火葬についてであります。死胎が2体・胞衣は利用が無く・身体の一部につきましては4件、全体の合計は592件、使用料合計は1,247万5,500円であります。

2ページ、令和4年度動物炉使用件数についてご説明申し上げます。4月から3月までの計の欄でご説明いたしますが、砂川市346件、歌志内市39件、上砂川町38件、奈井江町32件、浦臼町47件、右下に記載の合計502件であり、使用料合計は272万7,730円であります。

3ページ、令和4年度クリーンプラザくるくる一般廃棄物受入搬入状況についてご説明申し上げます。4月から3月末の稼働日数は310日間であります。各市町の右手、合計の欄でご説明いたします。燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・生ごみ・資源ごみ・

危険ごみ、合計で砂川市566万6,890kg、奈井江町134万5,070kg、浦臼町43万3,440kg、歌志内市82万4,030kg、上砂川町72万7,580kg、合計899万7,010kgの受入搬入となっております。

以上で、令和4年度砂川地区保健衛生組合事務報告の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

(川野議員挙手)

川野議員。

○川野議員

今更で申し訳ないんですけども、火葬炉の使用料13歳で区切ってるのは全国的なものなんですか。

(事務局次長挙手)

○議長

事務局次長。

○事務局次長

全国的なものかどうか今すぐはお答えしかねるんですけども、私ども条例で決めた時にそのようなことを考えて作られて、13歳というのを丁度区切りにしたのに特に決まり事があったかは、今、分かり兼ねます。けれども、いくつかの町を見ますと13歳で区切っているところが多いです。すみません。お答えにならなくて申し訳ないんですけど。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

(川野議員挙手)

○議長

川野議員。

○川野議員

想像すると、体格が13歳で大人びているのと子供びてるという風に判断するのかなと思うんですけど、そういう意味でしょうか。

(事務局次長挙手)

○議長

事務局次長。

○事務局次長

よく調べてみますけれども、13歳というのが丁度中学校1年生の年齢なんですよ。昔の年齢の数え方の決まり事があったのかも知れないと思っていますけれども、はっきりと答えられなくて申し訳ないのですけれども。

〔「やや納得しました」と呼ぶ者あり〕

申し訳ありません。よろしく願いいたします。

○議長

他にご発言ありませんか。

これで質疑を終わります。

以上で事務報告を終わります。

◎日程第8 報告第2号 定期監査報告

報告第3号 例月出納検査報告

○議長

日程第8、報告第2号定期監査報告並びに、報告第3号例月出納検査報告を一括議題とします。

定期監査報告並びに、例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第2号、報告第3号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号定期監査報告並びに、報告第3号例月出納検査報告を終わります。

◎閉会宣告

○議長

以上で日程の全てを終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年11月27日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員